

## 秘密保持契約書

[ ]

(以下「甲」という)とソノフォニック株式会社(以下「乙」という)は、乙に対して音響効果制作を甲が依頼するか否かの検討(以下「本検討」という)を行うに当たり、次の通り契約を締結する。

### 第1条(目的)

甲及び乙は、本検討を行うに当たり、必要な情報を相手方に提供するものとする。

### 第2条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、相手方から提供を受けた営業上及び技術上の情報一切(以下「本情報」という)につき本契約締結日から3年間秘密を保持し、他に開示又は漏洩してはならない。
2. 前項に拘わらず、本情報につき官公庁より開示を求められた場合には、甲及び乙は、本情報を必要な範囲で開示できる。
3. 甲及び乙は、本検討を行うためのみに本情報を使用出来るものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本検討以外の如何なる目的にも本情報を使用してはならない。
4. 甲及び乙は、その従業員、業務委託先等、本検討を行うに当たり、本情報を知る必要があると認められる者(以下「本関係者」という)にのみ本情報を開示できる。但し、本関係者に本情報を開示するときは、甲及び乙は、自己の責任において本関係者に対し本契約に基づき自己が負うべき義務と同様の義務を遵守させるものとする。
5. 甲及び乙は、互いの書面による承諾なしに本情報を複製してはならない。

### 第3条(例外情報)

甲及び乙は、本情報のうち次の各号に該当するものについては前条に定める義務を負わないものとする。

1. 開示の際に公知又は公用であったもの
2. 開示の際に既に所有し、又は第三者から入手していたもの

3. 開示後、自己の責に帰すことのできない事由により公知又は公用となったもの
4. 開示後に秘密保持義務を課されることなく正当な権限を有する第三者から正当に入手したもの
5. 開示後、本情報を利用することなく独自に開発したもの

### 第4条(情報の返還)

甲及び乙は、相手方から書面又はその他の記録媒体により提供された本情報につき返還請求があった場合、当該情報を直ちに相手方に返還する。

### 第5条(協議事項)

本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については都度甲乙両者協議の上円満に解決する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各一通を保有する。

年 月 日

甲：

乙：東京都板橋区中丸町11-2-13F  
ソノフォニック株式会社  
代表取締役 杉橋 克広